

西宮市立養護老人ホーム虐待防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 西宮市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第31条第1項に定める、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「委員会」という。）を西宮市立養護老人ホーム（寿園）に設置し、その運営に関する事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 虐待の防止のための指針の整備
- (2) 職員に対する虐待の防止のための研修の実施
- (3) 虐待防止についての事例検討
- (4) 虐待防止に向けた環境整備
- (5) その他虐待防止のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は高齢施設課長、副委員長は高齢施設課係長をもって充てる。
- (2) 委員は、次のとおりとする。
寿園嘱託医師、生活相談員、支援員、看護職員
- (3) 前項に掲げる者のほか必要に応じて、臨時委員を置くことができる。
- (4) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会の事務は、高齢施設課において取り扱う。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付則

この要綱は、令和6年1月1日から実施する。